

第7章

ザンビア共和国における土地制度の改正 —近代法にもとづく市民社会の形成と焼畑農村社会の混乱—

大山修一

要約：

ザンビアをはじめアフリカ諸国では、植民地政策による土地制度の二重性が現在、問題となっている。土地制度の二重性とは民族社会内部の伝統的支配者層の権力や権威にもとづく慣習地の共同保有と国家の近代法を根拠に土地保有証明書にもとづく土地の所有や賃借が併存していることを意味している。ザンビアでは1995年に土地法が改正され、市場メカニズムにもとづいた土地の保有制度が急速に整備されつつある。この流れには、市場メカニズムの導入と近代的な法整備にともなうアフリカの貧困削減と自律した市民社会の形成というドナー諸国をはじめ国際社会の取り組みがある。市場メカニズムの導入にともなう土地制度の早急な「近代化」と法制度の整備にもとづく市民社会の形成プロセスは、農村社会に大きな動揺をもたらし、人びとの生活に変容を迫っている。筆者が1993年以降、現地調査を継続しているザンビア北部州のベンバという焼畑農耕社会を事例に、土地法の改正にともなう慣習地における企業や個人による土地の囲い込みがどのようなインパクトを与えているのかを議論する。

キーワード：

ザンビア 土地法 ベンバ 焼畑農耕社会 土地保有

はじめに

アフリカの農村社会では、植民地政策による不均等な土地の分配、人口の増加や農地の拡大、紛争や内戦による難民の流入、移住計画などによって土地の分配と土地へのアクセスが大きな課題となっている(Gulliver 1961; von Blanckenburg, 1993; Sjaastad and Bromley, 1997; 武内, 2001)。アフリカの土地問題—とくに保有制度を議論するときには、土地の共同保有と私有という植民地政策以降の法律の二重性が主要な課題となっている(Le Roy, 1985; Firmin- Sellers and Selles, 1999; Benjaminsen and Lund, 2003; Magana, 2003)。この二重性の議論のなかで、土地の共同保有については民族社会内部の伝統的支配層の権力や権威にもとづくか、あるいは相互の話し合いによって土地の保有が確保されることから「インフォーマルな法令制度」と呼ばれる一方で、土地保有証明書による土地の所有や賃貸は国家の法律を根拠にしていることから「フォーマルな法令制度」と表現されることもある。

第二次世界大戦の後、植民地から独立の動き、そして1980年代の初頭まで、農地改革は大土地所有者や国有地から小作、土地なし農民に対する土地の再配分に重点が置かれてきた。しかし、1980年代以降には市場メカニズムにもとづいた農地改革が主流となりつつある。近年、市場メカニズムにもとづいた土地保有制度の整備はウガンダ、マラウィ、ザンビアをはじめ多くのアフリカの国々で進められている(Evers et. al., 2005)。

ザンビアでは、ほかの南部アフリカ諸国と同様に、市場メカニズムにもとづいた土地の保有制度が急速に整備されつつある。この流れには、市場メカニズムの導入と近代的な法整備にともなうアフリカの貧困削減という国際的な取り組みが背景にある。ドナー諸国は、土地に対する所有権の確立が貧困を削減し、資本の蓄積をうながすという議論を根拠に市場メカニズムによる土地制度の改正と近代的な土地法の成立を推進することによって、地域開発と市民社会の確立を実現しようという構想をもっている。

ザンビア政府はドナー諸国の要請に応じるかたちで、1995年に土地保有制

度を改正する土地法(Land Act)を定めた。この土地法の策定は、土地の私有化をすすめることによって、ザンビア国内に外国からの投資を呼び込んだり、農家が土地を担保に必要な資本を得たりすることによって農業生産を増大させる目的をもっている。

Ault and Rutman [1993]によると、土地の使用に対する権利が無償だったときには、民族の慣習や国家の法律を根拠にして、耕作者が法律や慣習を意識する、しないにかかわらず、農業生産のために土地を効率的に利用することが許された。しかし、土地が稀少になり、法律が個人による土地の使用権を認めるようになると、共同保有地の使用権は個人の権利に帰す傾向が強まるという。

実際、市場メカニズムの導入にとまなう土地制度の早急な「近代化」と法制度の整備にもとづく市民社会の形成プロセスは、農村社会に動揺をもたらし、人びとの生活に変容をせまっている。筆者が 1993 年以降、現地調査を継続しているザンビア北部の焼畑農耕社会では、これまで慣習法にもとづく土地の共同保有が基本であったため、土地の私有化や囲い込みによって大きな混乱が生じている。急速な市場経済化への移行と市民社会の確立によって、どのように人びとの生活に変容し、農村社会に混乱が生じているのかを検討していくうえで、本稿では中間報告としてザンビアの土地制度の歴史的な変遷を検証するとともに、焼畑農耕民ベンバの生業と土地利用、そして土地の使用権をめぐる動向を明らかにしていきたい。

1. ザンビア共和国における土地制度の変遷

ザンビアはほかの多くのアフリカ諸国と同様に、各民族の慣習にもとづく共同保有と土地保有証明書にもとづく土地保有というふたつの土地保有制度がある。土地保有証明書にもとづく私有地については、証明書の所有者が自由に土地を売買することができる。私有地は都市近郊や、リビングストーンか

ら首都ルサカ、産銅地帯にかけての鉄道沿線に多く集中する。ザンビアの国土のうち 94%は慣習法にもとづく慣習地(Customary Land)である。慣習地については、民族のもつ土地領域を共同で保有するという名目で、チーフや村長が使用权や土地の割り当ての権限をもっている。慣習地の内部には原則、私有地はなく、土地保有証明書は発行されない。そのため、税金の納付義務は発生せず、使用权の移転や土地の使用については民族の慣習や規範に沿った「慣習法」¹によって決められる。

このような慣習地と私有地の区別は植民地時代に由来し、ザンビアの独立以後にも温存された。ザンビアにおける土地制度の現状、1995年の土地法が成立したのちの混乱や騒乱を理解するために、先行研究(Meebelo, 1971; Roberts, 1976; Brown, 2005)を参考にしながら植民地時代以降の経緯を検証していこう。

(1) 植民地時代

イギリス領の植民地では、植民地政府が白人の居住地とアフリカ人の居住域を線引きした。Mamdani[1996]は白人とアフリカ人という二分法に着目し、この両者は空間だけではなく、政治的にも差異化されてきたと述べている。遠隔地に居住するアフリカ人の多くは伝統的支配層であるチーフや慣習法に支配される臣民(Subject)である一方、白人や都市に居住するアフリカ人は近代法によって統治される市民(Citizen)であり、市民は財産を所有することによって経済活動を営んできたという。

この二分法は北ローデシア(現在のザンビア共和国)にもよく適合する。イギリス植民地政府は 1929 年に王領地と原住民居留地に関する法令を制定し、ヨーロッパ系住民にとって好ましい土地や鉱物資源が埋蔵される地域を王領地(Crown Land)として指定した²。1930 年には土地分配制定法が施行された。王領地は私有地もしくは借地として扱われ、譲渡証書は法律によって規定されていた³。アフリカ人であっても王領地に居住することができ、王領地の居住者はイギリス本国の法律のもとで、植民地政府によって権利が守られてき

た⁴。王領地の縁辺部には原住民居留地(Native Reserve)が設定された。原住民居留地は、王領地の指定によって追い出された6万人ものアフリカ人の居住地となり、居住者は王領地となった農場や鉱山の経営に必要な労働力源となった。

1947年には、植民地政府は新しく信託地(Trust Land)を設定した。ヨーロッパ人をはじめとする外来者に対して原住民居留地や信託地を譲渡することには規制がかけられた。原住民居留地においては、チーフや中央政府が認可することによって、更新可能な5年間の土地占有権が認められた。植民地政府は原住民居留地において、ヨーロッパ人をはじめとする外来者に対して99年間の土地占有権を与えた。原住民居留地では王領地のように私有が認められず、慣習地として残った。

イギリスによる間接統治では、各民族の土地領域について慣習法にもとづく土地の共同保有が認められていた。土地制度を設計するにあたって、行政官の多くがアフリカの土地保有については私有ではなく、共同保有が一般的であると想定していた。植民地行政官は、未利用地を民族の共同財産とみなし、チーフが土地に対する行政上の監督権をもつと考えた。植民地時代における土地政策の枠組みでは、チーフが土地や自然資源の利用、割り当てについて大きな権限をもつにいたった。

(2) カウンダ大統領による社会主義時代

ザンビアが1964年に独立する。カウンダ大統領のもとの土地制度は社会主義とナショナリズムによって特徴づけられる。カウンダ大統領はすべての王領地を国有地(State Land)に変更し、土地は大統領に帰属し、イギリスの主権が及ばないようにした。独立以後にも国有地、信託地(Trust lands)と指定保護地(Reserve)制度の大枠が維持された。慣習地においては多くの点でイギリスの間接統治の名残が引き継がれた。信託地と指定保護地の割り当てに対するチーフの役割を認めていた。

1969年にはザンビアの憲法が改正され、政府が未開発地—とくに不在地主

による未利用地を接収することが認められた。また 1975 年に成立した土地法は、永年の土地保有を意味する土地の私有を認めず、土地の所有権(freehold tenure)を賃借権(leasehold)に切り替えた。ザンビア政府は法律の改正によって土地市場を抑制し、賃借権の移転を直接管轄するようになった結果、土地の価値はないと考えられ、建物や農業インフラだけを売買することが可能となった⁵。1985 年には、大統領府が認める投資家や企業をのぞき、外国人への土地の割り当てを制限する法案が可決した。

(3) 新土地法の成立

現在、進められている土地制度の改革は、1991 年に実施された複数政党制選挙による MMD 政党(Movement for Multiparty Democracy:複数政党制民主主義運動)の勝利に由来する。MMD はカウンダ大統領の社会主義政権をやぶり、市場経済化を推進することになった。市場メカニズムにもとづく土地制度の改革は、市場経済化を推進するうえで不可欠だと考えられた。MMD 政権は 1991 年の選挙公約に、土地の私有を保証する近代的な土地法を成立させることを掲げた。その意図には、開発後進地域となっている慣習地に経済的な価値を与えることによって、土地の割り当てや私有化を効率良く進めようというねらいがあった。土地制度に市場メカニズムを導入するという土地法の成立は選挙公約だったというだけではなく、債務救済のかわりに付与された国際的なコンディショナリティーであった。

ドナー諸国はザンビアの土地制度における自由化を推進する重要な役割を担うことになった。世界銀行や IMF、USAID の要望にしたがって、MMD は 1993 年に土地政策と法律改正に関する国際会議を開催し、1995 年には新しい土地法が国会で審議され、可決された。この土地法については、野党や多くの市民団体、伝統的支配者層から根強い反対が表明された。

改正された土地法の主要な論点には、大きく 4 点を挙げることができる。1 点目は、土地保有証明書(Title Deeds)と土地の保有権を大幅に強化したことである。土地法は土地の自由所有権を正式に認めたわけではないが、99 年の土

地使用权を認めることによって、事実上、土地の私有が許可されたと認識されている。1975年成立の土地法を廃案にすることによって、1995年の土地法は土地の売買を可能としている。また、国家みずからが未開発地を再入手することは困難になり、土地に対する国家や官僚の関与は大幅に減少することになった。

2点目は、外国人による土地保有の制限を緩和したことにある。1995年の土地法では、ザンビア在住の外国人、あるいは大統領府の認可を受けた外国人であれば、土地保有証明書を受領し、土地を保有することが可能となった。

3点目は、土地の保有権、慣習地の権利を守り、高等裁判所(High Courts)への殺到を防ぐために、新たに土地に関する法廷(Lands Tribunal)を創設したことである。土地法廷が扱う内容は、土地にまつわる権利関係の調査と裁定にあり、地方の低所得者でも法廷にアクセスできるように低いコストで機動性をもつよう意図されている。

4点目は、共同保有の土地の管理を外見的にも、実質的にも変化させたことにある。信託地と指定保護地は、新しく慣習地(Customary Land)にまとめられた。土地法によって、慣習地に対して存在する権利が明確に認められた。しかし、土地法の成立によって、外国人投資家や慣習地に居住するザンビア人が土地保有証明書を取得することも容易になった。国家や地域の利益に資することが認められれば、国外あるいは国内の在住者に関係なく、投資家が慣習地を保有することが可能となったのである。また、ザンビア人も慣習地においてみずからの土地の保有権をもつことがより簡単になった。政府は、私有地と比較して慣習地に対する権限は不明瞭で、私有地よりもきびしい制限が課せられるという見解をもっている(GRZ,2000)。しかし、政府の議論では、慣習地の私有化によって村びとは土地を担保にして資金を借り受け、みずからの農場やビジネスに投資し、経済活動に参入することが可能となった。

1995年の土地法は表面上には慣習地における権利を認めているものの、長期的には慣習地を減少させ、投資の対象として土地を開放することを意図している。一度、村びとや投資家が土地を私有化しはじめると、慣習地は不可

逆的に私有化の方向へ動き出すことが予想されている。

2. ザンビア北部の自然とベンバ社会

(1) ミオンボ林とベンバ王国

ザンビアの北部は、標高 1,000m から 1,400m の起伏の少ない高原地帯である。高原には河川が流れ、河川沿いにはダンボと呼ばれる低湿地が広がる。ムピカ県の県庁所在地であるムピカの年間降水量は 1,130mm である。雨季は 11 月中旬から 4 月、寒い乾季が 5 月から 8 月、暑い乾季が 9 月から 11 月初旬まで続く。土壌は Orthic Ferralsols(FAO/UNESCO)であり、砂質の貧栄養土壌である。

ザンビア北部には、ミオンボ林と呼ばれる乾燥疎開林が広がる。ミオンボ林⁶ではマメ科ジャケツイバラ亜科(Caesalpinioideae)の *Brachystegia*、*Julbernardia*、*Isoberlinia* の 3 属の落葉広葉樹が優占する。樹高は 10 m から 17 m であり、林床には *Loudetia* 属や *Hyparrhenia* 属の草本が繁茂している。調査地域の植生は、ミオンボ林のなかで *Brachystegia*—*Julbernardia* タイプに分類される(Trapnell, 1953)。

このようなミオンボ林帯にベンバは生活し、チテメネ耕作と呼ばれる特異な焼畑耕作を営んでいる。チテメネ耕作では、重要な主食作物であるシコクビエのほか、キャッサバやラッカセイ、ササゲ、バンバラマメ、インゲンマメ、カボチャ、食用ヒョウタンなどの多くの作物が栽培されている。ベンバの伝統的な村では、チテメネ耕作を基盤とし、強い自給指向に根ざした生計が営まれてきた。

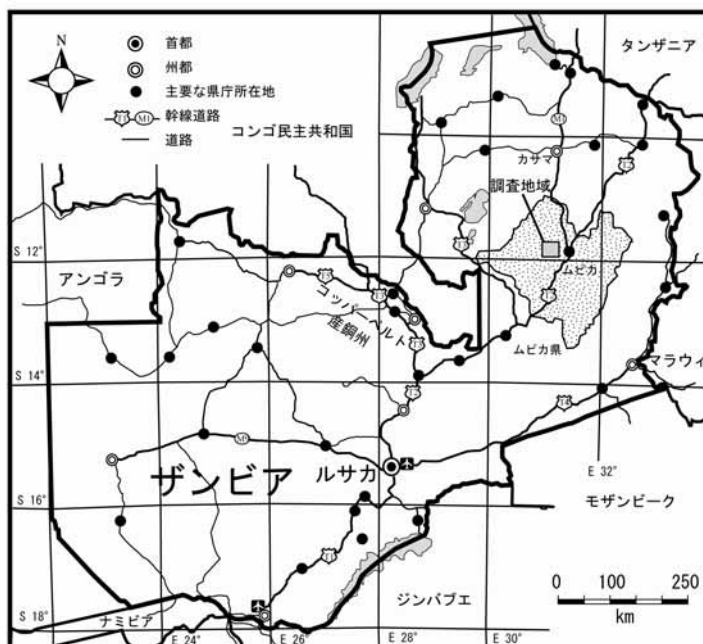
ベンバは、20 世紀初頭にイギリスによって植民地化される以前から、卓越した軍事力と交易によって強大な王国を形成したこと、母系制社会であることも知られている。ベンバ王国はチーフ・チティムクル(Chief Citimukulu)と呼ばれるパラマウント・チーフを頂点とした中央集権的な政治システムをも

っている。ベンバ王国はイギリスの間接統治のなかで行政機構の末端に組み込まれ、1964年のザンビアの独立以降にも地方行政の末端を担っている。

(2) M村

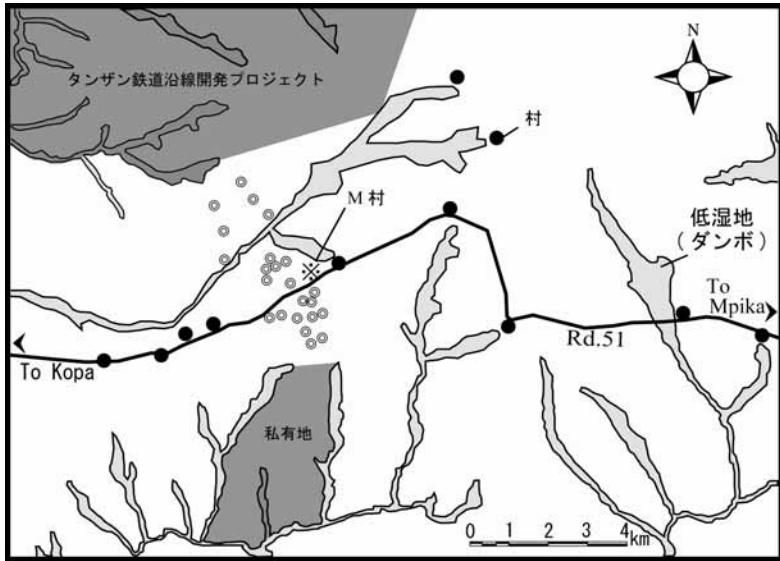
主要な調査地は、ザンビア共和国の北部州ムピカ県である(図1)。ムピカ県のM村を拠点に、ベンバの村むらを調査対象とした。M村は、ムピカ県の県庁所在地であるムピカ(S 11°40', E 31°10')から西へ27 kmの距離に位置する(図2)。人口は116人、27世帯(2003年)であり、1世帯をのぞき、構成員は血縁または姻戚関係で結ばれている(図3)。27世帯のうち、12世帯が女性世帯である。M村とその周辺の村むらは、チーフ・ルチェンベ(Chief Luchembe)というローカル・チーフの領内に位置している。

図1 調査域の位置：ザンビア北部州ムピカ県



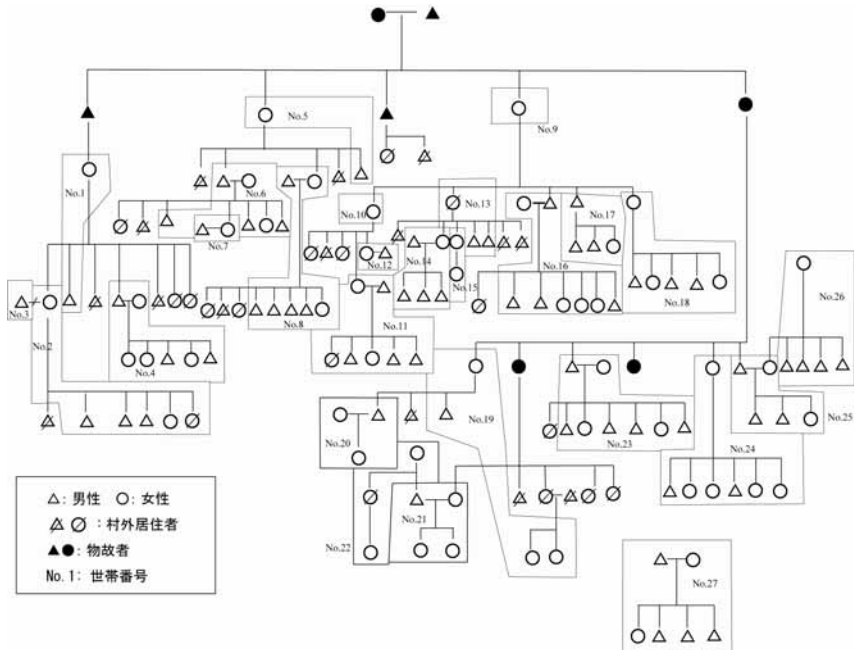
(出所) 筆者作成。

図2 M村の位置



(出所) 筆者作成。

図3 M村における家系図



(出所) 筆者作成。

M 村では掛谷誠と杉山祐子を中心となって 1983 年より生態人類学的な調査を継続してきた。筆者は 1993 年に M 村での現地調査に着手してから、2007 年現在まで現地調査を継続している⁷。この 1993 年は、ザンビアにおいて急激な政治・経済的な変容が始まった時期であった。ザンビアでは、独立以来のカウンダ大統領の政権に替わって、1991 年にチルバ政権が誕生し、構造調整政策に沿って、国家主導型の経済構造に改革を加え始めた。各種の補助金が撤廃され、銅鉱山をはじめとする基幹産業の民営化、市場メカニズムの導入が推進された。国家政策の急激な変化はベンバの農村社会にも大きな影響を与えるようになった。

3. ベンバの土地利用：チテメネ耕作

1980 年代には、北部州のベンバの村むらにおいて化学肥料と F₁ ハイブリッドの改良種子を外部投入財として使うトウモロコシ栽培(ファーム耕作)が普及したが、1990 年代には市場経済化が本格化し、外部投入財への補助金の撤廃やトウモロコシ価格の自由化が進み、遠隔地でのファーム耕作の基盤が大きく揺らぎ始めた。

M 村では、1980 年代に村びとがファーム耕作を開始し、トウモロコシを主食材料に取り込みながらも、後述のチテメネ耕作を放棄することなく、毎年チテメネを開墾しつづけてきた。ファーム耕作の基盤が大きく揺らぎ始めた 1993 年以降には、新しい換金作物を栽培する可能性やヤギ・ブタの飼養を模索しながらも、一貫して、チテメネ耕作を生活の軸足としてきた(大山,2002)。

(1) チテメネ耕作

ベンバの人びとは、チテメネ耕作(Citemene system)と呼ばれる独自の焼畑農耕を営んできた。チテメネ耕作は樹木の伐採にはじまる。雨季が明けた 5 月から 9 月にかけて、ベンバの男性はチテメネ耕作の準備のためにミオンボ

林の樹木を伐採する。チテメネ(Citemene)という言葉は、ベンバ語のクテマ(kutema; 樹木を伐採する)から派生している。チテメネは、核家族を基本とする世帯⁸を単位にして、原則として毎年、開墾される。チテメネ耕作の農作業は、樹木の伐採にはじまる。雨季が終わる5月ころになると、ベンバの男性は、あらかじめ選定しておいたミオンボ林に出かけていき、斧を使って樹木を伐採する。樹木の伐採方法には、樹上伐採と地上伐採の2通りがある。樹上伐採は、胸高直径15cm以上の大きな樹木を対象としており、男性は樹幹を切り倒さずに、木に登って枝だけを切り落としていく(Oyama, 2005)。このような伐採方法を、樹上伐採と呼んでいる。樹上伐採を上手にこなせることがベンバの男性の条件だと熱く語る男性もいる。地上伐採は、ほぼ腰の高さで樹幹を切り倒す方法で、細い樹木が選択される。樹上伐採によって樹幹が残されるため、樹木は萌芽によって速やかに再生することができる。

伐採された幹や枝葉は3~4週間、天日乾燥させたのち、女性が伐採域の中心部に運び、積み上げていく。枝葉は、耕作予定地の6倍から10倍程度の広さの伐採域から集める。その作業は、女性の最も厳しい仕事だと口をそろえて女性たちは語る。枝葉を積み上げる高さは腰の高さが良いとされており、70cmほどである。これより高く積んでも、低く積んでも、シコクビエの収量は下がるといわれる。とくに運び込む枝葉の量が不足すると、火入れが徹底しないので、雑草が繁茂するだけではなく、土壌の肥沃度が不足してシコクビエの収量が落ちるといわれる。このような枝葉の運び込みは9月下旬まで続く。こうして準備された耕作予定地をベンバ語でチテメネと呼び、これが農耕システムの名称となっている。

乾燥が強まる雨季直前の10月中旬になると、チテメネに火が放たれ、焼畑を造成する。火入れするときには、中心部分で火がもっとも大きくなるように意図して、チテメネの周囲から火をつけていく。これは、周囲の森林へと野火が延焼しないための配慮でもある。火入れした後の焼畑をウブクラ(ubukula)と呼び、面積は20アールから1ヘクタールであった。ただし、10アール程度の小さな焼畑はチテメネと区別して、アカクンバ(akakumba)と呼

ばれる。

チテメネやアカクンバは基本的には同じ作付け体系をもっている。1年目には、12月中旬にまずキャッサバの種茎が植え付けられたのち、女性がトマトやカボチャ、食用ヒョウタン、ウリ、スイカなどをウブクラの周囲に沿って播種していく。村びとは空模様を気にしながら、年内には世帯が総出でシコクビエを播種する。農作業の多くは世帯内で進められるが、シコクビエの播種作業は母系親族や近しい友人らと共同でおこなわれる。シコクビエは翌年の4月中旬から収穫され、2年目以降の耕作地はチファニ(cifwani)と呼ばれる。シコクビエの平均収量は平均でヘクタールあたり2.7トンであるが、豊作年には3.5トンに達したことがある。収穫されたシコクビエは主食のウブワリー(練り粥)に料理されるほか、チプムやカタータ、バステンといった酒の醸造にも使われる。

乾季が終わりにちかづいた10月中旬になると、チファニに残ったシコクビエの乾茎を焼き、11月中旬から12月中旬にかけてラッカセイやバンバラマメが点播される。そして翌年5月から6月にかけて、ラッカセイとバンバラマメが収穫される。

3年目の耕作地では、女性が必要に応じて、キャッサバを収穫していく。キャッサバは、シコクビエと同様にウブワリーとして食されるが、シコクビエの端境期にあたる1月～2月にかけて収穫されることが多い。キャッサバの収穫後には、畝立てをしてインゲンマメが播種されることもあったが、畑を放棄することもある。放棄された耕作跡地は、チフンブレ(cifumbule)と呼ばれ、休閑地となる。各世帯は1時期に3筆から4筆の畑を造営し、これらの畑で栽培する作物を組み合わせ、食生活を成り立たせている。

村から5km以上離れた林にチテメネを開墾する場合には、ミタンダ(mitanda)と呼ばれる出作り小屋が設営されていた(Oyama, 2001)。出作り小屋には、乾季の5月から9月にかけて世帯全員が居住していた。ただし子どもが小学校に通っていた世帯では、就学児童だけが村に残されることもあった。出作り小屋に居住しながら、男性は樹木を伐採し、女性はシコクビエの収穫

や枝葉の運搬といった農作業に従事していた。

(2) 土地利用と土地の使用権

チテメネ耕作は、ミオンボ林の自然更新を組み込んだ農耕システムである。チテメネの持続性は、「薄く広く」ミオンボ林を利用することによって保たれてきた。森林生態学者は、伐採地が再生するのに必要な休閑年数を 25 年 (Chidumayo, 1987; Stromgaard, 1988)、25-30 年 (Lawton, 1978)、50 年 (Boaler and Sciwale, 1966) と提示している。大山(1998)は、持続的なチテメネ生産に必要な最適休閑期間と、生態系の再生に必要な生態的休閑期間を区別して算出している。最適休閑期間については伐採地において 16 年、耕作地において 35-40 年と推定された。また、生態的休閑期間については、伐採地で 30 年、耕作地において 50 年以上が必要なことを明らかにした。

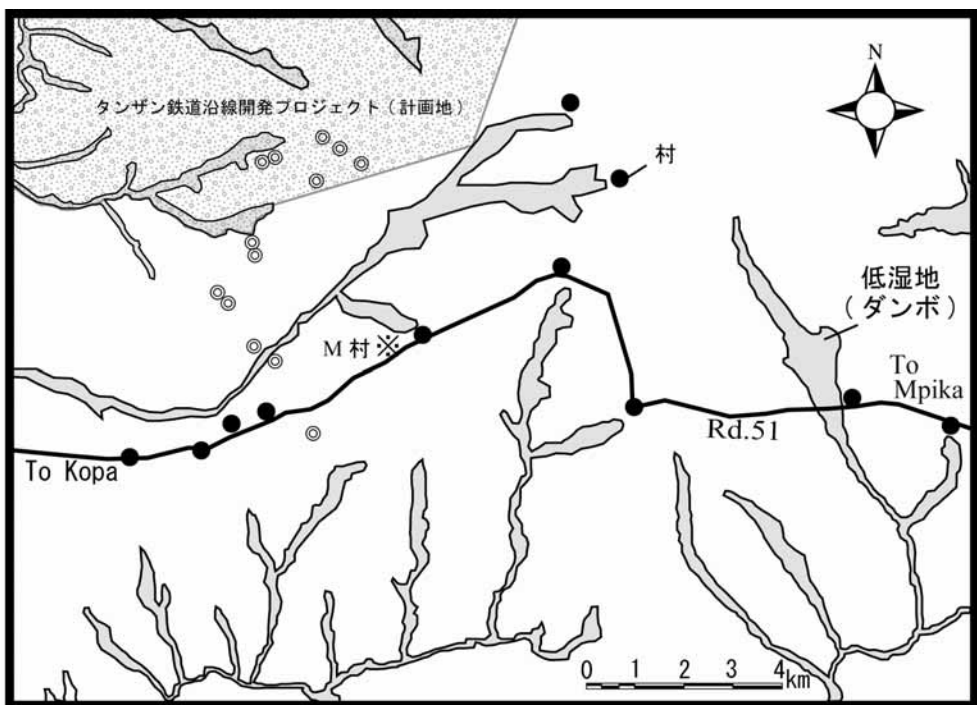
ベンバの人びとはチテメネを開墾するにあたって、ミオンボ林のバイオマスとくに樹幹の太さや枝ぶりに着目し、開墾の可否を判断している。ミオンボ林のバイオマスが 30 トン/ha 以下であれば、チテメネを開墾せず、土地を休閑している。バイオマスが 30~60 トン/ha のミオンボ林であれば小さな焼畑であるアカクンバを開墾し、バイオマスが 60 トン以上のミオンボ林であればチテメネを開墾する (Oyama, 2005)。ベンバの人びとは伝統的にチテメネを開墾しうるミオンボ林を求めて、出作り小屋を設営するか、村を頻繁に移動させてきた。しかし、1984 年と 1992 年のチテメネの開墾場所を分析すると、ベンバの人びとは道路沿いの村むらに定住し、道路から 5~6 km の範囲内にチテメネを開墾していることが明らかになった (Sprague and Oyama, 1999)。

ベンバの土地をめぐる権利は伝統的にチーフがつかさどる (Richards, 1939)。現在の新土地法によれば、ベンバの土地は民族による共同保有を原則とする慣習地である。ベンバは、前述のように、パラマウント・チーフを頂点とする中央集権的な政治システムをもっており、ローカル・チーフ⁹が村の創設や配置、新村に対する土地の割り当てに対する権限をもっている。村の創設には 25 人以上の成人が集まるのが条件となっている。村びとがこの条件を満

たし、新村の創設をローカル・チーフに申し出ると、予定地周辺の村の分布や人口密度、森林の状況などが勘案されて、創設の可否が決定される。近年では、コッパー・ロード(51号線)沿いに新村を創設する土地の余裕はなくなっており、新しい村の創設はみられない。

ベンバの村は、独立性が高く、村内部での細かな決めごとについて、ローカル・チーフの権限が及ぶことはない。村びとへの土地の割り当てや使用権の付与は村長¹⁰や村びとどうしの話し合いに委ねられる。それぞれの村びとによって、チテメネが開墾される地域はだいたい決まっている。1996年には、M村の村びとはチリマブウェ川のちかくでチテメネを伐採していた(図4)。チテメネを開墾する場所は母系のリネージごとにまとまることもあれば、仲の良い村びとどうしで近接することもある。

図4 1996年にM村の住人が開墾したチテメネの位置(チテメネ：◎)



(出所) 筆者作成

村びとがチテメネを開墾する地域は、隣村どうしの取り決めで境界線が決められていることもあれば、境界線が決められず曖昧な場合も多い。M村の場合には、東側に隣接するN村とのあいだにはチテメネの伐採地について境界線が決められており、お互いがその境界線を越えてチテメネを伐採することはない。一方、西側4kmの距離にあるC村とのあいだには境界線が設定されておらず、2005年現在、C村とM村のチテメネが混在している。C村の村びとがM村ちかくでチテメネを伐採するため、M村の村長がC村の村長と話しあって、境界線を決めるべきだと不満をもらす村びともいる。

村の構成員であれば、その村の周辺でチテメネやイバラ¹¹を自由に開墾することができる。ただし、チテメネやイバラの放棄地について、村びとはその耕作者がだれなのかをよく記憶しており、他人が開墾した畑の放棄地にチテメネを開墾もしくはイバラを耕作しようとする場合には、土地の使用について許しを求める必要がある。村のなかでの人間関係を吟味し、耕作したい放棄地を選定したのちに、耕作の許しを乞うという手続きがとられる。このような手続きがとられれば、問題なく、耕作が許可される場合が多い。

チテメネの伐採域を拡大していく途上で、隣接するチテメネの伐採者と、伐採域がぶつかり、伐採する樹木をめぐる口論になることがある。このような争議の件数は、チテメネの生産性を支持しうるミオンボ林が不足するにしがって増加する傾向にある。また、村びとがチテメネを伐採する際、自分が翌年以降、開墾するミオンボ林を確保しようとする意図が示される。杉山(2001)が記述するように、村びとは碁の陣地とりの要領で、数年分のチテメネ開墾地を確保する。囲みたい一定の広さのミオンボ林の外側に最初のチテメネを開墾し、そこを三角形もしくは四角形のひとつの頂点とみたと、翌年にはもうひとつの頂点にみたとて、翌々年にはもうひとつの頂点にあたる場所にチテメネを開墾し、その内部のミオンボ林を開墾する。他人が確保しようとしている森林に割り込んでチテメネを伐採することは、争議の原因となる。このような他人のチテメネ開墾の計画を妨害しないよう、お互いに配慮が求められるが、ミオンボ林の不足とともに争議の件数は増加している。

M村の周辺の土地では、ベンバの首長制度にもとづく土地の共同保有が原則であり、村の内部では村びとどうしの話し合いやお互いの配慮によって、土地の使用権が確保されるため、慣習地における共同保有の性格が色濃く残っている。

4. 土地制度の改正と焼畑農耕社会の混乱

ザンビアでは、新土地法の制定によって、慣習地における土地保有証明書の発行件数が大幅に増加している。国土省(Ministry of Lands)は正確な記録をとっているわけではないものの、年間に2,000件¹²のペースで発行件数が増加しているといわれている(Brown, 2005)。市場メカニズムの導入にともなう土地制度の改変が焼畑農耕社会にどのようなインパクトを実際に与えているのかを検証していこう。

(1) 慣習地の土地保有権を取得する手続き

チーフ・ルチェンベの領内の慣習地において、土地保有権を取得する手順には、以下の4方法がある。第一は、希望者が土地保有を村長に申し出て、村長から了承を受けたのち、村長の手紙もしくは村長を同伴してローカル・チーフを訪問し、土地の取得を申し出る。チーフに承認を得たのち、希望者はチーフのサインが記されたレターを持って県庁に出向き、土地保有証明書の発行を申請し、国土省から土地保有証明書を受領する方法である。第二は、希望者が直接、チーフを訪問し、領内の土地保有を願い出て、了承を受けたのち、チーフのレターを持って県庁に行き、土地保有証明書の発行を申請し、国土省から土地保有証明書を受領する方法である。この場合、希望者は当該地域の村長に土地保有をめぐる交渉をもちかけることはない。第三は、希望者が土地保有を村長に申し出て、村長の了解を得て、村長と同伴もしくは村長のレターを持参してチーフに土地の割り当てを願い出て、チーフが発行す

る土地割当書(Land Allocation Form)を受領する方法である。この土地割当書の取得では、土地保有証明書とちがって、土地の売買は認められないものの、名義人の死亡によって末代への相続は認められる。第四は、チーフや村長を介することなく、国土省へ直接、申請し、土地保有証明書を受け取る方法である。

ザンビア政府は、慣習地における土地の取引には、各民族のチーフに大きな裁量を付与しており、土地保有の希望者の窓口になっているのはチーフであることが分かる。第一の村長とチーフに了承を得る手順は、ベンバの慣習にしたがって土地保有証明書を得るうえで、もっとも正統な方法であるが、第一の方法がとられたケースはまれである。第二のチーフへ直接、土地保有を願い出る方法については、次節にて述べるように、企業が村レベルを越える大規模な土地を取得するときに見られた。第三の土地割当書を取得する方法は、領内に居住する篤農家やムピカの町に居住する商人、タンザン鉄道の職員など、チーフ・ルチェンベ領以外のムピカ県居住者が多い。第四の国土省へ直接、申し出る方法については、退役軍人や政府関係者など、官僚や政治家とのパイプをもつ特権階級のみが許される手順である。

ザンビア社会では、特権をもつ人間との民族や縁故を通じた人間の紐帯によって汚職が横行する素地があるという(Szeftel, 1983)。上記のどの方法であっても、土地保有証明書や土地割当書の取得に関する許認可には、申請者はチーフや村長、関係機関の役人の了解を得る必要があり、申請者と受諾者とのあいだには便宜供与を目的とした賄賂の授受がおこなわれている可能性が高い。衆目につかない土地保有の許認可に関する黒い噂は、ベンバの村落社会でひろく流布されている。

(2) 個人による土地の囲い込み

土地割当書は、村長が土地分割に関して了承し、村長の了承にもとづいてチーフ・ルチェンベの裁量によって発行されている。土地割当書を得るためにチーフへ支払う金額は 19 万クワチャ(約 6,000 円ほど)¹³である。チーフ・

ルチェンベの領内では、この金額を支払えば、一律 75 ヘクタールの土地が分与されている。この金額は、村びとにとっては高額で、土地割当書を取得するのはきわめて難しいが、町の商人や勤労者、役人や退役軍人にとってそれほど高価な額ではない。土地割当書の取得には、土地保有証明書のように多額の費用、煩雑な手続き、ムピカ県庁での申請や首都の関係省庁との交渉を必要としないため、村びと、町の住人に関係なく、多くの人びとが取得手続きのより簡便な土地割当書の入手を試みている。

2007年8月現在、M村で土地割当書を入手した村びとはいないが、チーフの事務所や関係者への聞き取りによると、近隣の村むらでは2名がすでに取得している。筆者が1998年に集中調査を実施したNG村では、町の住人が多数、土地割当書を取得し、労働者を雇って耕作を開始している¹⁴。NG村は町から15kmほどの近郊に位置し、チテメネを開墾できるようなミオンボ林が少なかったため、1998年時点で村びとは木炭を焼き、販売することによって不足する食糧を補っていた(大山,2002)。町の住人から土地取得に関する申し出があった場合、NG村の村長は土地保有を認めるかわりに、申請者から現金を要求しているという噂がある。多くの村びとは、村長と町の住人とのあいだで密かにとりおこなわれる土地割当の詳細を知らない。町の住人が村長から承諾を得て、土地割当書をチーフから入手したのち、労働者が家族で村に住みつき、耕作を開始しはじめた時点で、村びとは土地分割の事実を初めて知らされる¹⁵。村びとは、土地分割に対する抵抗を感じながらも、チーフの裁定に不服を申し立てることは難しいため、我慢しているのが現状である。

話をM村に戻そう。M村では30代なかば、もしくは40代前半の男性には、チーフに19万クワチャを支払い、土地割当書を取得することによって、自分の土地を確保しようという希望をもっている者(図3：世帯No.4、No.8)がいる。2007年現在には、前述のように、M村には土地割当書の取得者がいないため、チーフによる土地割当書の発行にともなう土地分割の問題は出ていない。しかし、M村では再入植計画を柱とするタンザン鉄道沿線開発プロジェクト¹⁶とともに、退役軍人が土地保有証明書の取得にともなう土地の囲い込

みがあり、村びとの土地利用が強く制限されている。囲い込まれた土地は1,250ヘクタール以上にも及ぶ。

この退役軍人 M 氏による土地保有証明書の取得には、不透明な部分が多い¹⁷。M 氏の弟である B 氏からの聞き取りによれば、M 氏が土地保有証明書を取得したのは 1983 年だという。M 氏と B 氏はともにザンビア陸軍に軍人として働いたことを誇りに持っている。2 人はチーフ・ルチェンベの領内で生まれたことを強調し、取得した土地は自分たちにゆかりのある土地だと話す。この土地保有証明書の記載によれば、1983 年から規定の 99 年に 14 年が加算された 113 年にわたる土地使用権が認められている。しかし、1998 年に亡くなったチーフ・ルチェンベ(KA 氏)の息子 P 氏はチーフのサーバントとして働いた経験から、M 氏の土地保有証明書の取得は 1989 年だったと説明する。M 氏が土地保有証明書を取得しようと考えていた土地に、C 氏という人物が長年にわたって居住しており、M 氏は C 氏に立ち退きを要求していた。M 氏は再三の立ち退き要求にもかかわらず、C 氏が出て行かないことに業を煮やし、弁護士を使って、C 氏の追い出しにかかった。M 氏の動きに対して、チーフは 2 人で土地を分割するよう勧告したが、M 氏はその勧告をまったく聞き入れなかった。M 氏はひそかに農地計画事務官(Agriculture Planning Officer)に相談し、土地保有証明書を取得した。土地保有証明書の日付は、6 年もさかのぼった 1983 年に設定されていた。この 1983 年というのは、B 氏のいう土地保有証明書を受け取った年に一致する。P 氏の父 KA 氏がチーフ・ルチェンベに着任したのは 1984 年であるから、それよりも 1 年前に取得日が設定されたことになる。M 氏は取得した土地保有証明書を裏付けに、チーフではなく、弁護士を通じて C 氏に立ち退くよう命令した。立ち退き期限は 3 週間後に設定されていた。C 氏はそれに対して、立ち退きには準備が必要であり、日数が不足しているので、3 ヶ月間待ってくれるようチーフに申し出た。チーフは、この時になって、はじめて M 氏が土地保有証明書を取得したことを知る。チーフがムピカ県庁に手紙を書き、3 ヶ月間の猶予を C 氏に与えるよう依頼し、それが承諾された。C 氏は約束どおり、3 ヶ月以内にその土地を離れた。

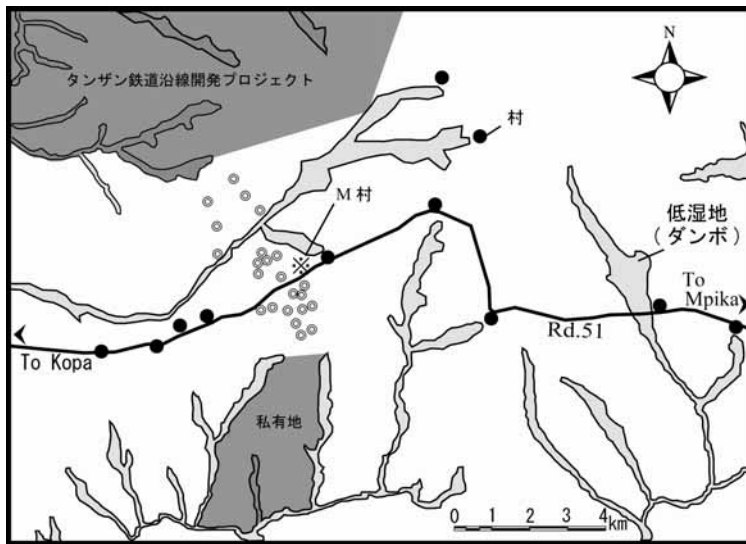
C氏は移住した土地で、1995年に亡くなった。

M氏は2007年現在、ルサカに居住しており、ルチェンベ領内に戻って来ることはない。土地保有証明書の名義人であるM氏にかわって、ふだん、この土地を管理しているのは弟B氏である。M氏とB氏は、ともに資金が不足しており、保有する土地で農地を開発したり、住居を構えたりするということをしていない。B氏はL村に住居を構え、妻子とともに暮らしている。彼はライフルを所持するための免許を持っており、森林に入るときには常時、ライフルを携帯している。自らが保有する土地において、チテメネを伐採したり、イモムシやキノコを採取するために歩いている村びとを見かけると、実弾を発射し、威嚇している。

C村の村長は2003年5月、M氏の保有する土地でチテメネを無断で伐採しようとした。B氏がライフルを肩にかけて、伐採作業に励む村長のところへやって来て、弁護士の書いたという文書を提示した。その文書には、私有地へ違法に侵入し、樹木を伐採した理由で2億5600万クワチャ(約700万円)を請求すると書かれていた。C村の村長は、その金額の大きさに驚き、チテメネの伐採を断念した。村むらでは、この文書の真偽が人びとの話題になった。村びとの意見では、そんな法外な大金を村びとが持っているわけではないし、ましてや支払う必要もないだろう。B氏の普段の言動には不可解な部分が多いため、村びとにとって真実は謎のままだが、その文書は偽物だろうという結論を得た。

B氏の強硬な振る舞いもあって、M村をふくむ周辺の村びとはM氏の土地を利用することはもちろん、立ち入ることすら許されていない。M村の人びとは1999年以降、非常に限られた範囲内で、チテメネを開墾している(図5)。すなわち、村の東西方向について隣村との関係で土地利用の制限がある一方で、コッパー・ロード(51号線)の北側にはタンザン鉄道沿線開発プロジェクトが存在し、南側にはM氏の私有地が広がるため、M村の住人は十分にチテメネを開墾することはできない。村びとのなかにはチテメネを開墾することができるのも今後5年ほどのあいだだろうという見解を示す人もいる。

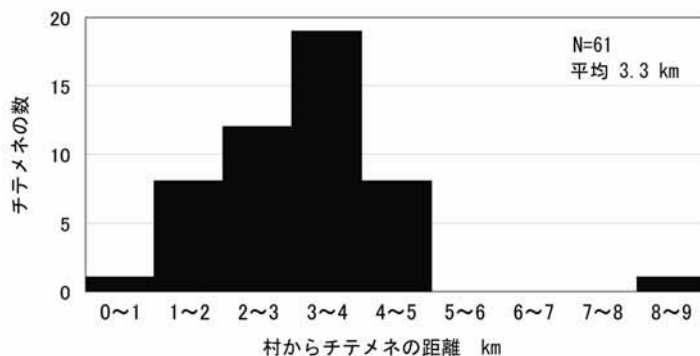
図5 2002年にM村の住人が開墾したチテメネの位置(チテメネ:◎)



(出所) 筆者作成。

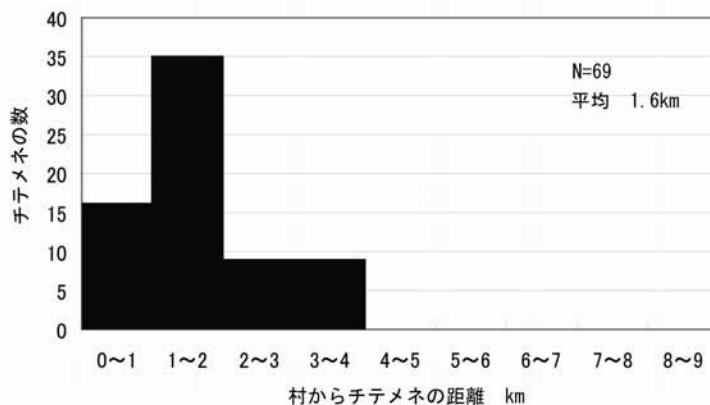
1994年から97年までの4年間にM村の人びとがチテメネを開墾したのは、村から3~4 kmの範囲内に多く、平均は3.3 kmであった(図6)。しかし、2002年から2003年までの2年間にM村の人びとがチテメネを開墾したのは、村よりわずか1~2 kmの範囲内に限定されており、平均1.6 kmであった(図7)。村びとは、このような土地利用の制限によって小さなチテメネしか開墾できない結果、自分たちの食糧が不足し、食生活が悪化していることを強く認識している¹⁸。M村では、チテメネを生活の軸足にした暮らしを大きく転換することが求められている。村びとは、限られた森林で木炭を焼き、それを通りかかるトラックに販売するようになっている。M村の村びとは1996年当時、「木炭を売るのは、キノコを販売するのと同様に、食料に貧窮した人のやることだ」と述べていた。しかし、2007年現在、外部社会の変化によって土地利用が厳しく制限されることによって、村びとは木炭の売上金で、不足する食糧を得たり、生活用品を購入したりする生活スタイルに徐々に変化しつつある。

図6 M村からチテメネまでの距離(1994年から1997年までの4年間)



(出所) 筆者作成。

図7 M村からチテメネまでの距離(2002年から2003年までの2年間)



(出所) 筆者作成。

(3) 企業による土地の囲い込み

ムワナワサ大統領は構造調整政策の延長線上で、経済の自由化政策をとり、外国資本の導入を促す政策をとっている。2006年3月15日には大統領みずからが北部州とルアプラ州を遊説し、両州の発展のためにさらなる投資を呼びこむ必要性を発言している。

ルチェンベ領内で外資系企業による土地の囲い込みが公表されたのは2005年9月である。ルチェンベ領に隣接して居住する民族ビサの祭り

(chinamanongo)が開催され、ビサの上級チーフであるチーフ・コパが祭りの会場において大規模農場を誘致することをアナウンスした。この農場が来ることによって、雇用が促進され、道路や水道などのインフラ整備が進み、ビサの人びとの生活が改善するだろうと祭りの参加者に伝えられた。

チーフ・コパがアナウンスした大規模農場は、A社のプランテーションである。A社はルサカに本社をもつが、南アフリカ資本の現地法人であり、食用油の生産だけではなく、原油や天然ガスの掘削と開発も手がける大企業である。A社の食用油は、ZNBCのラジオで宣伝されていることもあって、人びとがよく知っている、有名なブランドである。A社の担当者は2005年9月、祭りでのアナウンスに先駆け、ビサのチーフ・コパとベンバのチーフ・ルチェンベのそれぞれに対して1万2500ヘクタールずつ、合計2万5000ヘクタールの譲渡を依頼した。この見返りとして、A社はチーフに車、地域コミュニティの開発のために6000万クワチャ(200万円)を提供する準備があると持ちかけたとされる。チーフ・ルチェンベ(MM氏)¹⁹は病気のため車イスでの生活を余儀なくされており、車(中古の三菱キャンター)の提供に喜び、土地の譲渡を快諾した一方で、チーフ・コパはすでに車を3台以上も所有しているため、相当額の現金を要求したという。チーフ・コパも病気療養のために現金を必要としていたという。翌月には、チーフ・コパの領内に白人男性がさっそくやってきて、開墾を開始しはじめる。この白人男性を見た人によると、身長2メートルちかい大柄の男性で、人びとはみな「ボーア」と呼んでいた。この白人は、製油会社A社の従業員である。

チーフ・コパは祭りの参加者に対して大規模農場の建設に関するアナウンスをしたが、チーフ・ルチェンベは正式なアナウンスをすることはなかった。2万5000ヘクタールという広大な計画地にはチテメネやイバラといった耕作地も存在すれば、村びとの生活の場となる村も含まれていた。計画地が接収され、立ち退きを迫られれば、人びとの生活がどのようになるのか、村びとのあいだでは不安が広がった。チーフ・ルチェンベの側近には、3人のサブ・チーフと10人の上級アドバイザーが村むらの村長から選出されている。この

人選は、チーフの指名による。サブ・チーフのひとりである BE 氏は A 社の申し出の詳細を知っており、チーフが申し出を受け入れたのに反対することは難しかったと話した。また、上級アドバイザーの KB 氏は A 社の土地取得の申し出を知らなかったと話す一方で、たとえ、情報を把握していたとしても、チーフの裁定に反対意見を上申することは難しかっただろうと語った。

2005 年 9 月以降、急速に農地の造成が進められた。50 人²⁰の成人男性が周辺の村むらから集められ、ミオンボ林とダンボ(低湿地)の開墾・整地とアブラヤシ畑の造成が開始された。道具は鍬と斧のみであり、ボーアが監視役のときには朝 8 時から夕方 4 時まで労働がつづいた。ボーアは肩にライフルをかけ、手には鞭を持ち歩いていた。月曜日から金曜日までが労働日で、日曜日は休みだという話だった。ただし、作業が予定よりも遅くなると、日曜日にも労働が課せられた。造成作業をするダンボの近くで、労働者が夜には火を囲んで、うずくまって寝た。村びとの感覚からすると、信じられないことに昼食は提供されず、自分で準備しなければならなかった。聞き取りをした男性たちは、おもにダンボを整地し、アブラヤシを植え付けるマウンド作りに従事した。マウンドの大きさは直径が 2m、高さが 80cm であった。草本の根が張るダンボの土を反転させ、大きなマウンドを作るのは重労働だった。1 日に作れるマウンドは 5 個か 6 個にすぎなかった。このマウンド 20 個を作れば、1 万クワチャ(300 円)の給金が支払われた。日給に換算すれば、2,500 クワチャ(75 円)という安さである。給与については事前に知らされておらず、低い賃金と過酷な労働条件が原因で、最初の一週間で脱落する者が続出したという。それでも、ビサの男性は A 社の誘いに応じて、アブラヤシ・プランテーションの造成に従事した。

2006 年 2 月、国土省の大臣(Cladius Nyilongo 氏)が首都ルサカに A 社と 2 人のチーフを呼び、会合をもった。チーフ・ルチェンベは体調不良を理由に、サブ・チーフのひとり BE 氏をルサカに派遣した。A 社は 2 万 5000 ヘクタールの土地保有証明書を希望していたが、大臣は希望する土地があまりにも広すぎることを、土地が奪われることによって国民の生活が困窮する可能性が高

いことを理由に A 社に土地保有証明書を発行せず、A 社が 1 万ヘクタールの土地を使用することでどうかという提案をした。しかし、あくまでも A 社は土地保有証明書の取得にこだわったため、話は平行線をたどり、物別れに終わった。

チーフ・ルチェンベの代理で会合に参加した BE 氏は、会合の終了後に A 社のドライバーが運転する三菱キャンターでルサカを発ち、ムピカまで帰ってきた。この三菱キャンターは、チーフ・ルチェンベとの約束の贈り物であった。車がムピカに到着すると、ドライバーの携帯電話が鳴り、「車をチーフに渡すことなく、そのままルサカに帰って来る」よう指示があり、ドライバーは三菱キャンターを運転し、その足でルサカに帰っていったという。土地保有証明書が国土省から発行されず、A 社はチーフへの贈り物を取りやめたのである。

A 社は土地保有証明書の取得に失敗してからも、規模を縮小しながら、アブラヤシ・プランテーションの造成を少しずつ進めていたようである。2006 年 6 月にはチーフ・コパの名前を借用し、M 社という架空の企業名でふたたび土地保有証明書の申請を試みた。この試みも結局、国土省には受け入れられなかった。A 社はアブラヤシ・プランテーションの造営を停止し、とりあえず 2006 年 9 月の総選挙の結果を見守ったようである。

聞き取りを実施した男性とともに、ダンボのアブラヤシ畑を訪問した。訪問したのは 2006 年 10 月初旬であり、監視役の白人は大統領選挙(投票日 9 月 28 日)の結果をおそれて、ルサカに戻ったあとだった。ダンボには 10m 間隔に規則正しくマウンドが作られており、そのマウンドには 1 株ずつのアブラヤシが植栽されていた。マウンドの数は 1,650 個にも及んだ。

与党 MMD が勝利し、A 社は政府の決定に変化がないことを読み取り、この地域のアブラヤシ・プランテーションの造成事業から撤退したという。このような A 社とチーフ、国土省とのやりとりは関係者だけで密かに進められ、村びとはまったく事情を理解していなかった。

まとめ—今後の研究にむけて

2006年9月に実施されたザンビアの大統領選挙では、PF(Patriot Front; 愛国戦線)の党首マイケル・サタ候補(愛国戦線)が選挙キャンペーン中に、不当な利益を得ている外国人投資家の排斥を訴えた。サタ氏は、とくに中国人の投資家がザンビアの基幹産業である銅鉱山の開発に乗り出し、ザンビア人労働者を酷使することによって、国内の貴重な資源を搾取していることを強調した。この発言は、中国政府の強い反発を買い、国内外で物議をかもした。ザンビア国内にも、サタ候補の考えは過激で、危険だという意見をもつ人びとが多かったが、サタ候補はムピカ県の出身で、民族がベンバということもあり、北部州やコッパーベルト州では熱烈な支持を集めた。最終的な得票率は28%にとどまり、現職のムワナワサ大統領に敗北したものの、ムピカ県ではサタ氏が大統領になることを信じ、今回の投票結果の集計には疑いを持っている者が多かった。PFには、熱心な支持者が多く、その背景にはムワナワサ大統領と与党MMDの政策に対する人びとの不満が募っていることが考えられる。

ムワナワサ大統領の政策は、市場メカニズムにもとづく経済の自由化と外資の導入、そして貧困の削減にある。近年、アフリカの貧困削減に対する国際的な取り組みが加速化している。2000年9月のミレニアム・サミットで、世界中の政治家が「ミレニアム開発目標」を設定し、貧困の削減、飢餓や感染症、ジェンダーによる格差、環境破壊、飲料水の確保、衛生問題といった諸問題に取り組むことを決定した。2005年には国連が「ミレニアム開発目標」を達成するために、実際の施策を発表し、実行に移されている。

しかし、アフリカにおける貧困問題は、なかなか改善しないという議論がある。1日あたりの所得が1ドル未満の人口は世界の途上国で減少する傾向にある一方、サハラ以南のアフリカでは16.8億人(1981年)から29.8億人(2004年)へと倍増し、人口比率では42%(1981年)から41%(2004年)という高水準を維持しているという推計がある(Chen and Ravallion, 2007)。

Hyden(2007)はサハラ以南アフリカの貧困問題—とくに所得が 1 ドル未満の人口割合が多いのは、アフリカの人びとがもつ市場への接合の弱さを指摘する。M 村をはじめ焼畑農耕社会の暮らしを見ていると、自給の指向性が強く、1 日 1 ドルの所得を必要としていない生活をしてきたように思える。

外部者の視点から未利用地にみえるミオンボ林は休閒地であり、森林の自然更新の場であり、将来に対する備えでもある。しかし、人口の増加や道路沿いの定住化にともなうミオンボ林の荒廃、土地の私有化や再入植計画地の立案によって土地が囲い込まれるようになると、チテメネによる自給自足を原則とした生活は成り立たなくなっている。限られたミオンボ林で木炭を焼き、木炭の売上金で不足する食糧を購入する。このような市場や現金経済とのつきあい方は、ベンバの人びとの生活の質の向上とは関係なく、所得の上昇につながるようになるのかもしれない。

土地保有証明書や土地割当書の発行にもとづく土地の囲い込みには、チーフや政府といった村びとの手の届かない決定が多く、村びとは土地利用の制限による生活レベルの低下に対して、やり場のない不満や鬱憤をためる危険性が高い。このような危険性から、国民の不満が実際に爆発し、暴力をともなう土地の略奪が起こったジンバブエの事例を想起させる。ジンバブエではムガベ大統領と与党である愛国戦線(Patriot Front;PF)がヨーロッパ系の大規模農場の土地収用を推進し、暴徒によって土地や財産が略奪もおこなわれている。ムガベ政権は、白人の農地はもともとアフリカ人の土地であり、アフリカ小農は生活に困窮し、土地を必要としているのだから、白人が盗んだ土地を取り戻すのは当然であると主張する(Shaw, 2003)。

ザンビアにおける経済の自由化と土地制度の急速な変化、土地取得に対する市場メカニズムの導入によって今後、企業や資本家による土地の寡占が進むのか、あるいは土地制度の二重性がどのように接合していくのか、アフリカ農村の食糧生産と農村社会の安定性を考えていくうえでは非常に重要な課題であると考えている。

¹ 慣習法とは民族ごとに在来にあった慣習というわけではなく、植民地時代の産物であり、植民地政府が民族の「伝統」を解釈した結果、慣習法を作り上げてきたものである。多くの在来規範が植民地政府の法律と接合するために、法文化され、慣習法としてまとめられたという経緯がある(Le Roy, 1985; Benjaminsen and Lund, 2003)。

² 北部州は、産銅州をはじめとする経済の中心地からも離れており、植民地時代には鉄道がなく、コミュニケーションの手段もなかった。アバコン地区(現在のムバラ県)に設定された王領地にはヨーロッパ系住人の定着も進まず、農場経営は成功しなかった。1938年には3万3000エーカーの王領地のうち500エーカーが耕作されたにすぎず、失敗が明らかとなった(Meebelo, 1971)。

³ ムポロコソ県では、1929年に植民地行政官が全1,299万8,910エーカーのうち、503万0,340エーカーをヨーロッパ系住人43人に割り当てた。アフリカ人1人あたりで75エーカーの割り当てに対して、ヨーロッパ系住民への割り当ては1人あたり11万6,984エーカーという格差があった(Meebelo, 1971)。このような不平等な土地の割り当てに対して、北部州ではベンバのチーフが中心となって、植民地行政官に不平を述べて抵抗した。植民地行政官も、チーフや周辺住民の対応をみながら、ヨーロッパ系住民に対する土地の割り当てを進めていった。

⁴ 土地の割り当てが人種で決まっていたわけではなく、アフリカ人でも王領地の保有者になることができた。この点が、南ローデシア(現在のジンバブウェ)における土地の割り当てとは異なる点である。

⁵ カウンダ大統領は、土地権利の移転や土地の購入に多額の資金が投じられることを非難し、政府が土地の賃借権の移転に直接、関与するようになった。土地権利の移転には政府の認可が必要となり、認可に際して汚職が横行するようになった。また、国会議員や政府官僚が国有地を購入し、私有化するといった事例が報告されている(Szeftel, 1983)。

⁶ ミオンボ林という学術用語は、優占する樹種の地方名(バントゥ系言語)に由来する。ミオンボ林の分布は、年間の降水量が600mmから1,400mm、平均気温が18℃から24℃の地域である。国名でいえば、アンゴラ、ザンビア、コンゴ(旧 ザイール)、タンザニア、マラウィ、モザンビークという広い地域に分布している。

⁷ 現地調査は1993年10月～12月、1994年5月～8月、1995年11月～1996年10月、1997年9月～1998年2月、1999年7月～9月、2004年9月、2005年2月～3月、2006年9月～11月、2007年8月である。

⁸ 世帯とは一般に生産または消費の単位を意味しているが、本稿では核家族(親と未婚の子ども)を中心に、場合によっては未婚の近親者を加えた集合体を世帯と定義し、生産の単位にちかひ。

⁹ ベンバのチーフは今でも行政機関の末端を担っており、政府より給与を得ている。チーフはワニ・クラン(BenaNgandu)の成員に限られており、母系制のベンバではチーフの死後、その息子はチーフを継承することはできない。ローカル・チーフは、チーフ・チティムクルやシニア・チーフなどによる協議で決められ、各地方に派遣される。村びとにとって、チーフの存在は絶大である。挨拶をするときには、拍手を打ち、敬意を示すことが求められる。夫婦間の不和や離婚、村での争議や村長の継承問題など、村で解決できない事項については村長や村びとがチーフに相談し、チーフが解決にむけて調整・協議を進める。チーフが解決できないときには、問題が県庁や裁判所に持ちかけられることもあるが、このような事例はまれである。

¹⁰ 村長は村びとによる投票で選ばれるわけではなく、村の創設者や前村長との系譜が重視されたうえで、村長としての資質が吟味される。村長には任期がある訳ではなく、M村では野ブタ・クラン(BenaNgulube)によって村長職が継承されている。村長のおもな仕事は、村びとが平穏に暮らすことができるよう配慮することであり、村びとどうしの争議やケンカの仲裁、病人の世話、葬式の手配、盗難や暴力などの事件への対応、チー

フや客人が村に来たときの接待、チーフからの情報を村びとへ伝達することなどである。村の役員には、副村長(vice headman)、書記(secretary)、会計(treasure)、会計補佐(vice treasure)、自衛警察(neighborhood police)がいる。これらの役割分担は、村びと間の合議制で決められる。県庁(District Council)をはじめとする行政機関から村へ直接、情報が流れてきたり、役人が来村したりすることはまずなく、チーフ経由で情報が流される。

¹¹ イバラ(ibala)とは、畑の総称である。イバラには、大きな畝をつくり、サツマイモやインゲンマメを耕すフンディキラのほか、化学肥料を投入してトウモロコシを栽培するファーム(faamu)、無施肥でトウモロコシやインゲンマメ、ラッカセイなどを栽培する畑、ヒマヤパブリカ、タバコといった換金作物を栽培する畑も含まれる。

¹² この大半がルサカや産銅州といった大都市の郊外、リビングストーンやサウス・ルワンダ国立公園、ローアー・ザンベジ国立公園に集中している(Brown, 2005)。銅価格の高騰による好況がつづき、白人だけではなく、ザンビア人のなかにも土地—とくに慣習地の土地保有権を取得し、土地に投資しようという機運が強まっている。

¹³ 190,000 クワチャのうち 40,000 クワチャについては、チーフのサーバントが樹幹の表面に斧で目印をつけ、土地の境界線を設定する手数料に充当される。チーフのサーバントは、なるべく居住地のいない土地を選んで、土地を割り当てようとするものの、75 haの土地には居住地や耕作地が含まれることもある。このことがどのような問題に発展していくのか、今後の動向に注目する必要がある。

¹⁴ 土地割当書の名義人は町に居住し、商売を営んだり、企業や役所に勤務したりしている。実際の耕作業者は、彼らの雇用人である。土地割当書の条項には、1年後に土地の管理を適切にできない者は、土地をチーフに返却する義務のあることが明記されている。この条項を満たすため、土地割当書の取得後には、すみやかに耕起が開始される。

¹⁵ 1998年の時点でNG村の村びとの生活はすでに困窮していたが、土地を失いつつある村びとの生活実態については調査する必要があると感じている。苦しい現地調査になるのは覚悟のうえだが、この調査は2008年8月に予定している。

¹⁶ 1980年代の後半に国営農場の建設が計画され、1990年には再入植計画地と国営農場の建設計画が立てられた。この計画は、タンザン鉄道沿線開発プロジェクト(TAZARA Corridor Development Project)と呼ばれている。退職軍人や銅鉱山の退職者、町の居住者のほか、南部州のトンガ、タンザニア国境付近に居住するニャムワンガやマンブウェといった人口稠密地域に居住する人びとが1996年に入植しはじめた。1998年には、村びとと入植者とのあいだで土地の境界線をめぐって問題が先鋭化した。村びとが再入植地でのチメネ伐採を断念することでとりあえず決着した。2000年までの再入植計画の本格化にともなうM村の人びとの暮らしや対応については杉山(2001)、大山(2002)を参照のこと。

¹⁷ この事例は、新土地法が制定される1995年以前であるが、特権階級にある人物が特定の人脈を通じて土地保有証明書を受け取っており、新土地法の施行後にも通じる部分があるため本稿に記載する。

¹⁸ M村におけるチメネの開墾面積やイバラの耕作面積、労働と食事の内容に関する分析は、今後の課題としたい。

¹⁹ チーフ・ルチェンベは、KA氏が1998年(着任期間1984年～1998年; P氏の父)、ML氏が2003年(1998年～2003年)、MM氏が2007年(2003年～2007年)に相次いで逝去する。チーフはルサカやカサマといった外部よりやって来るため、着任当初には地域の状況を理解していない。MM氏は上級チーフ・モワンバの息子であるため、ワニ・クランではない。MM氏はベンバの正式なチーフではなく、偽チーフだとされている。ベンバの伝統的な政治システムのなかで偽チーフの派遣を許したのは、権限をもつチーフ・チティムクルと上級チーフが病床についていたためだという話もある。また、MM氏は裁判所で働いていたこともあり、土地法の動きを知り、その利権を知っていた可能性もある。

上級チーフの息子だということで、領域内の村びとのなかには MM 氏を担ぎ上げ、チーフに取り立てられて要職についた者もいる。

²⁰ 農場建設に労働力として集まったのは、ピサ人が 9 割以上を占めた。ピサもミオンボ林では、ベンバと同様にチテメネを開墾し、生計を立ててきた。チーフ・コバの領域は元来、人口密度が高く、ミオンボ林の荒廃が著しいため、チテメネだけでは自給食糧を確保できない住人が多かった。世帯の食糧を購入するため、賃金労働に参加するという 30 代以上の男性や、自転車や衣類、ラジオを購入したいという理由で参加する 20 代前半の男性もいた。一方、プランテーション予定地の周辺のチーフ・ルチェンベ領内に居住するベンバの人びとはチテメネで十分に生計を立てるだけの食糧を確保しており、白人のもとで賃金労働に就くことには関心がなかった。ベンバの村むらに、A 社のピックアップ・タイプの車が来て、労働者を募ったが、その誘いに乗る者はいなかった。

< 日本語文献 >

大山修一 [1998] 「ザンビア北部・ミオンボ林帯におけるベンバの環境利用とその変容—リモートセンシングを用いた焼畑農耕地域の環境モニタリング」 *Tropics*, 7(3/4), pp.287-303.

——— [2002] 「市場経済化と焼畑農耕社会の変容—ザンビア北部ベンバ社会の事例」(掛谷誠編『アフリカ農耕民の世界：その在来性と変容』京都大学学術出版会) pp.3-49。

杉山祐子 [2001] 「ザンビアの農業政策の変化とベンバ農村」(高根務編『アフリカの政治経済変動と農村社会』アジア経済研究所) pp.222-278。

武内進一 [2001] 「ルワンダの政治変動と土地問題」(高根務編『アフリカの政治経済変動と農村社会』アジア経済研究所) pp.15-60。

< 外国語文献 >

Ault, D. E. and Rutman, G. L. [1993] “Land Scarcity, Property Rights and Resource Allocation in Agriculture; Eastern and Southern Africa,” *South African Journal of Economics*, 61(1), pp.32-44.

Benjaminsen, Tor, A. and Christian Lund, [2003] “Formalization and Informalisation of Land and Water Rights in Africa: An introduction,” in T. A. Benjaminsen and C. Lund eds., *Securing Land Rights in Africa*,

London: Frank Cass, pp. 1-10.

- Boaler, S. B. and Schiwale, K. C. [1966] "Ecology of a Miombo site, Lupa North Forest Reserve, Tanzania, III, Effects on the Vegetation of Local Cultivation Practices," *Journal of Ecology*, 54, pp.577-587.
- Brown, Taylor [2005] "Contentation, Confusion and Corruption: Market-based Land Reform in Zambia," in S. Evers et al. eds., *Competing Jurisdictions: Setting Land Claims in Africa*, Leiden and Boston: Brill, 2005, pp.79-102.
- Chen, Shaohua and Ravallion, Martin [2007] "Absolute Poverty Measures for the Developing World, 1981-2004," *Proceedings of the National Academy of Sciences of the United States of America*, 104(43), pp. 16757-16762.
- Chidumayo, Emanuel, N. [1987] "A Shifting Cultivation Land Use System under Population Pressure in Zambia," *Agroforestry systems*, 5, 12-25.
- Evers, Sandra, Spierenburg, Marja and Wels Harry eds. [2005] *Competing Jurisdictions: Setting Land Cclaims in Africa*, Leiden and Boston: Brill.
- Firmin-Sellers, K. and P. Sellers [1999] "Expected Failures and Unexpected Successes of Land Titling in Africa", *World Development*, 27(7), pp. 1115- 1128.
- GRZ (Government of the Republic of Zambia) [2000] Land Tenure Policy, Lusaka: Ministry of Lands, Republic of Zambia.
- Gulliver, P. H. [1961] "Land Shortage, Social Change and Social Conflict in East Africa," *The Journal of Conflict Resolution*, 5(1), pp.16-26.
- Hyden, Goran [2007] "Governance and Poverty Reduction in Africa", *Proceedings of the National Academy of Sciences of the United States of America*, 104(43), pp. 16751-16756.
- Lawton, R. M. [1978] "Study of the Dynamic Ecology of Zambian Vegetation," *Journal of Ecology*, 66, 175-198.
- Le Roy, Etiene [1985] "The Peasant and Land Law; Issues of Integrated Rural Development in Africa by the year 2000," *Land Reform*, (1/2), pp.13-42.

- Magana, Faustin, P. [2003] "The Interplay between Formal and Informal System of Managing Resource Conflicts: Some Evidence from South-western Tanzania ,"in T. A. Benjaminsen and C. Lund eds., *Securing Land Rights in Africa*, London: Frank Cass, pp. 1-10.
- Mamdani, Mahmood [1996] *Citizen and Subject: Contemporary Africa and Legacy of Late Colonialism*, Princeton: Princeton University Press.
- Meebelo, Henry, S. [1971] *Reaction to Colonialism: A Prelude to the Politics of Independence in Northern Zambia 1893-1939*, Manchester: Manchester University Press.
- Oyama, Shuichi [2001] "Settlement and Agricultural Practices of Bemba Shifting Cultivators in Northern Zambia from Multi-temporal Landsat TM Images," *Journal of Forest Planning*, 6, pp.65-74.
- [2005] "Ecological Knowledge of Site Selection and Tree-cutting Methods of Bemba Shifting Cultivators in Northern Zambia," *Tropics* 14(4), pp. 309-321.
- Richards, Audrey, I. [1939] *Land, Labour and Diet in Northern Rhodesia: An Economic Study of the Bemba Tribe*, London: Oxford University Press.
- Roberts, Andrew [1976] *A History of Zambia*, New York: Africana Publishing Company.
- Shaw, William, H. [2003] "'They Stole our Land': Debating the Expropriation of White Farmers in Zimbabwe," *The Journal of Modern African studies: A Quarterly Survey of Politics, Economics & Related Topics in Contemporary Africa*, 41(1), pp. 75-89.
- Sjaastad, Espen and Bromley, Daniel, W. [1997] "Indigenous Land Rights in sub-Saharan Africa: Appropriation, Security and Investment Demand," *World Development*, (25), pp.549-562.
- Sprague, David, S. and Oyama, Shuichi [1999] "Density and Distribution of Citemene Fields in a Miombo Woodland Environment in Zambia,"

Environmental Management, 24(2), pp.273-280.

Szeftel, Morris [1983] "Political Graft and the Spoils System in Zambia: the State as a Resource in Itself," *Review of African Political Economy* (24), pp. 4-21.

Stromgaard, Peter [1988] "Soil and Vegetation Changes under Shifting Cultivation in the Miombo of East Africa," *Geografiska Annaler*, 70(B)3, pp.363-374.

Trapnell, C. G. [1953] *The Soil, Vegetation and Agriculture of Northern Eastern Rhodesia* (reprinted in 1978), Lusaka: Government Printer.

von Blanckenburg, Peter [1993] "Large Farms as Object of Land Reform; the Case of Zimbabwe," *Quarterly Journal of International Agriculture*, 32(4), pp.351-370.